

令和7年度

不燃物最終処分場の  
水質検査業務報告書

令和8年3月

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

## 目 次

### 1. 旧不燃物最終処分場

(1) 地下水検査（9月調査）	1
(2) 地下水検査（毎月調査）	2
(3) 放流水検査（9月調査）	3
(4) 放流水検査（毎月調査）	4

### 2. 新不燃物最終処分場

(1) 地下水検査（9月調査）	5
(2) 地下水検査（毎月調査）	6
(3) 放流水検査（9月調査）	7
(4) 放流水検査（毎月調査）	8

# 1. 旧不燃物最終処分場

## (1) 地下水検査 (9月調査)

番号	項 目	令和7年9月25日		基準値
		観測井戸	金子宅	
1	ジクロロメタン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02
2	四塩化炭素 mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
3	クロロエチレン mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
4	1,2-ジクロロエタン mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
5	1,1-ジクロロエチレン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1
6	1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04
7	1,1,1-トリクロロエタン mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	1
8	1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
9	1,3-ジクロロプロペン mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
10	ベンゼン mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01
11	トリクロロエチレン mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01
12	テトラクロロエチレン mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
13	カドミウム mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
14	鉛 mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01
15	六価クロム mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.02
16	シアン mg/L	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出されないこと
17	ヒ素 mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01
18	総水銀 mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005
19	アルキル水銀 mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
20	PCB mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
21	チウラム mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
22	シマジン mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
23	チオベンカルブ mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.02
24	セレン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01
25	ほう素 mg/L	0.32	0.03	(1)
26	フッ素 mg/L	0.1	0.1	(0.8)
27	1,4-ジオキサン mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L	0.02	0.06	(10)
29	塩化物イオン mg/L	7	86	—
30	電気伝導率 mS/m	13	53	—
31	ダイオキシン類 pg-TEQ/L	0.027	0.015	(1)

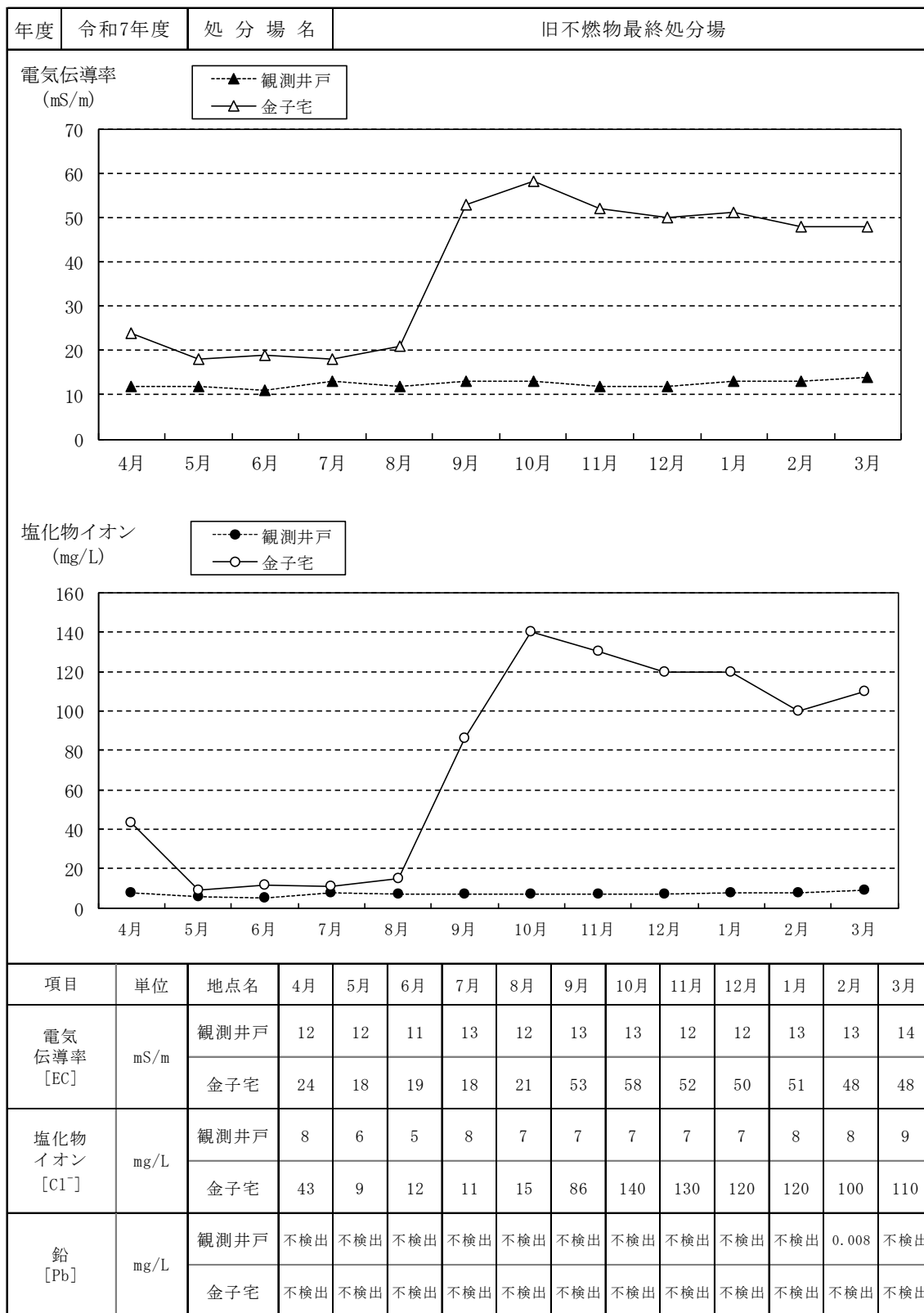
注1) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量下限値を下回ることをいう。

注2) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による。

注3) 基準値の( )内は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」による。

注4) 金子宅におけるダイオキシン類の調査は、令和7年11月25日に実施した。

(2) 地下水検査（毎月調査）



注1) 電気伝導率及び塩化物イオンには基準値は設定されていない。

注2) 不検出とは定量下限値未満の意味である。鉛の定量下限値：0.005mg/L

(3) 放流水検査 (9月調査)

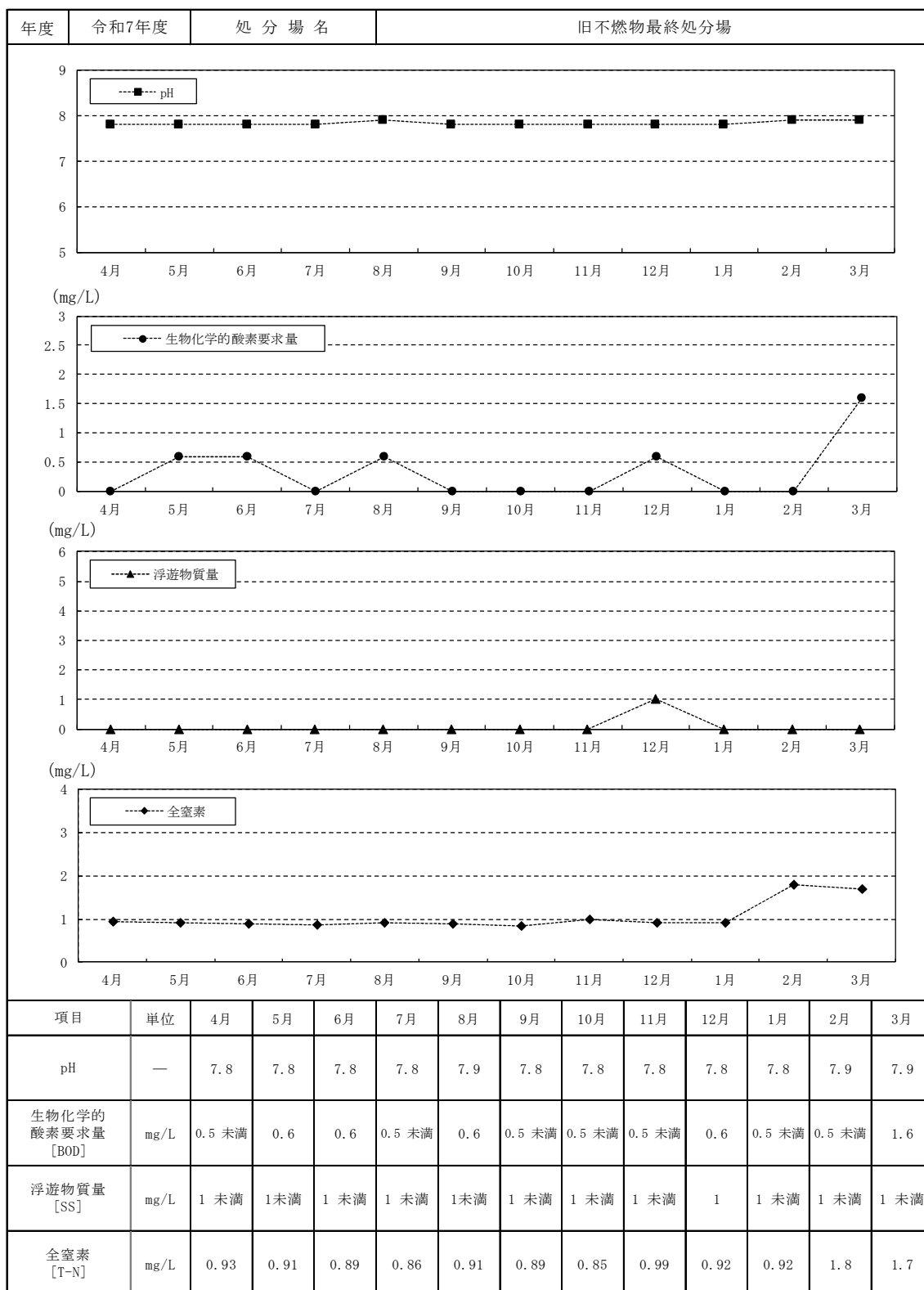
番号	項目	令和7年9月25日	
		旧不燃物最終処分場	基準値
1	pH	7.8	—
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L 0.5 未満	—
3	浮遊物質 (SS)	mg/L 1 未満	—
4	大腸菌数	CFU/mL 10 未満	800
5	全窒素	mg/L 0.89	120
6	全リン	mg/L 0.012	16
7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L 0.5 未満	5
8	フェノール	mg/L 0.01 未満	5
9	銅	mg/L 0.01 未満	3
10	亜鉛	mg/L 0.02 未満	2
11	溶解性鉄	mg/L 0.02 未満	10
12	溶解性マンガン	mg/L 0.02 未満	10
13	全クロム	mg/L 0.02 未満	2
14	フッ素	mg/L 0.1 未満	15
15	カドミウム	mg/L 0.003 未満	0.03
16	鉛	mg/L 0.01 未満	0.1
17	六価クロム	mg/L 0.02 未満	0.5
18	シアン	mg/L 0.1 未満	1
19	有機リン	mg/L 0.1 未満	1
20	ヒ素	mg/L 0.01 未満	0.1
21	総水銀	mg/L 0.0005 未満	0.005
22	アルキル水銀	mg/L 不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
23	PCB	mg/L 不検出 (0.0005 未満)	0.003
24	トリクロロエチレン	mg/L 0.01 未満	0.1
25	テトラクロロエチレン	mg/L 0.01 未満	0.1
26	ジクロロメタン	mg/L 0.01 未満	0.2
27	四塩化炭素	mg/L 0.001 未満	0.02
28	1,2-ジクロロエタン	mg/L 0.001 未満	0.04
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L 0.01 未満	1
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.01 未満	0.4
31	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L 0.1 未満	3
32	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 0.001 未満	0.06
33	1,3-ジクロロプロパン	mg/L 0.001 未満	0.02
34	ベンゼン	mg/L 0.01 未満	0.1
35	チウラム	mg/L 0.006 未満	0.06
36	シマジン	mg/L 0.003 未満	0.03
37	チオベンカルブ	mg/L 0.02 未満	0.2
38	セレン	mg/L 0.01 未満	0.1
39	ほう素	mg/L 0.36	50
40	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L 0.60	200
41	1,4-ジオキサン	mg/L 0.05 未満	0.5
42	ダイオキシン類	pg-TEQ/L 0.0015	10

注1) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量下限値を下回ることをいう。

注2) 基準値(ダイオキシン類を除く)は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による。

注3) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

#### (4) 放流水検査（毎月調査）



注) 定量下限値未満の値については、0として扱いグラフを作成した。

## 2. 新不燃物最終処分場

### (1) 地下水検査 (9月調査)

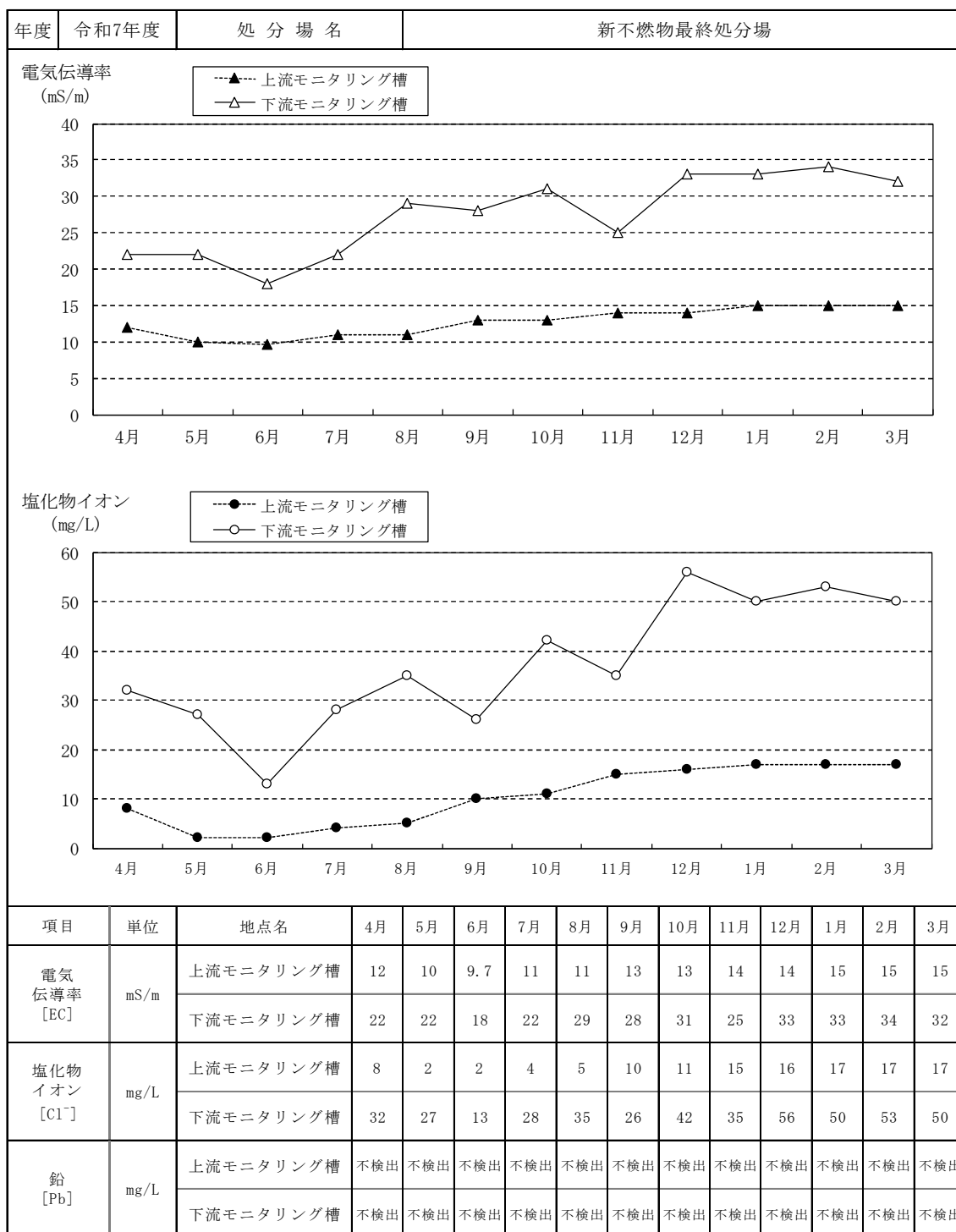
番号	項目	令和7年9月25日		基準値
		上流モニタリング槽	下流モニタリング槽	
1	ジクロロメタン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02
2	四塩化炭素 mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
3	クロロエチレン mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
4	1,2-ジクロロエタン mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
5	1,1-ジクロロエチレン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1
6	1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04
7	1,1,1-トリクロロエタン mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	1
8	1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
9	1,3-ジクロロプロペン mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
10	ベンゼン mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01
11	トリクロロエチレン mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01
12	テトラクロロエチレン mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
13	カドミウム mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
14	鉛 mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01
15	六価クロム mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.02
16	シアン mg/L	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出されないこと
17	ヒ素 mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01
18	総水銀 mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005
19	アルキル水銀 mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
20	PCB mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
21	チウラム mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
22	シマジン mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
23	チオベンカルブ mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.02
24	セレン mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01
25	ほう素 mg/L	0.02 未満	0.02	(1)
26	フッ素 mg/L	0.1 未満	0.1	(0.8)
27	1,4-ジオキサン mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L	0.85	0.63	(10)
29	ダイオキシン類 pg-TEQ/L	0.015	0.015	(1)

注1) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量下限値を下回ることをいう。

注2) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による。

注3) 基準値の( )内は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」による。

## (2) 地下水検査（毎月調査）



注1) 電気伝導率及び塩化物イオンには基準値は設定されていない。

注2) 不検出とは定量下限値未満の意味である。鉛の定量下限値：0.005mg/L

(3) 放流水検査 (9月調査)

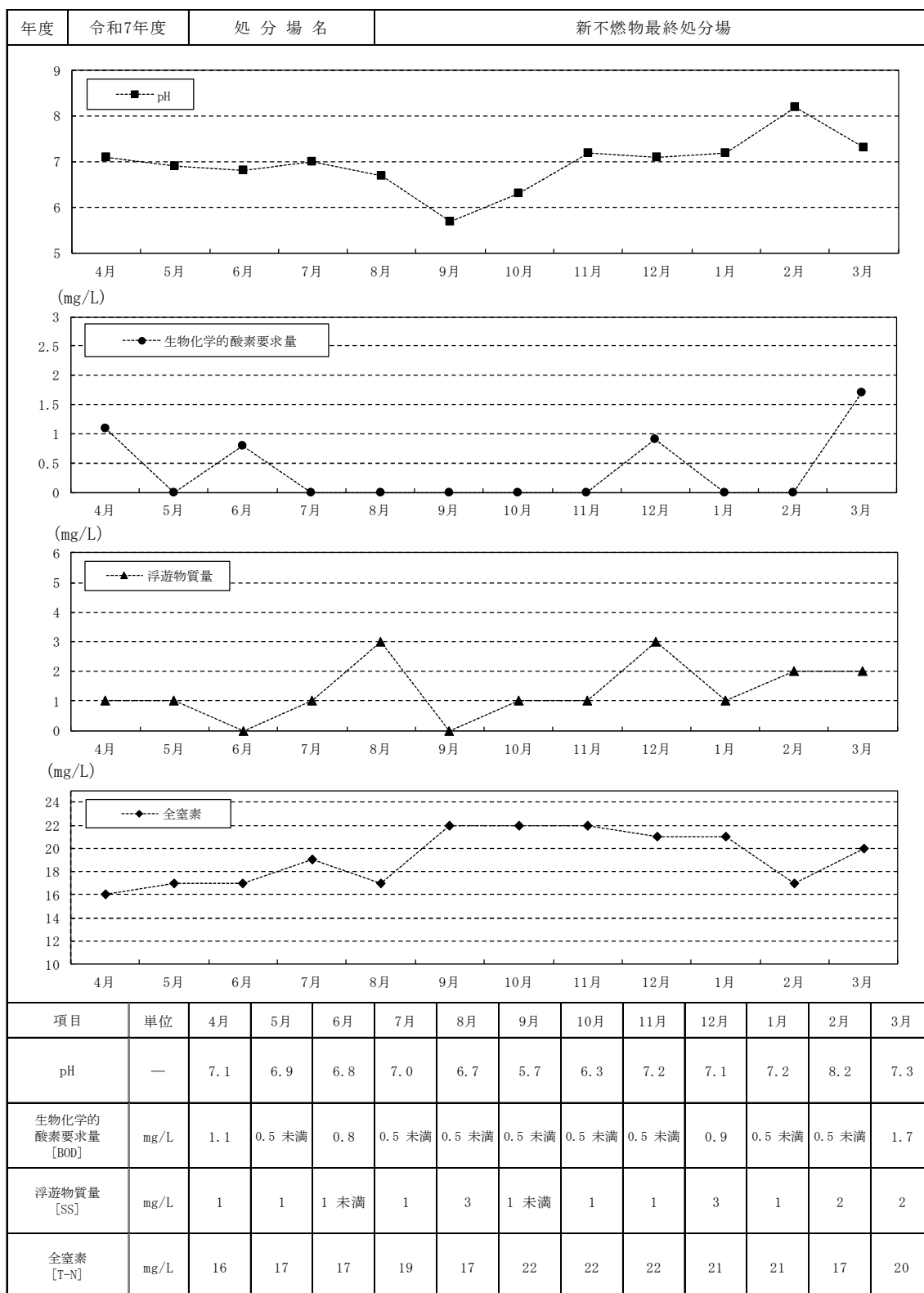
番号	項目	令和7年9月25日		
		新不燃物最終処分場	基準値	
1	カドミウム	mg/L	0.022	0.03
2	鉛	mg/L	0.01 未満	0.1
3	六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.5
4	シアン	mg/L	0.1 未満	1
5	有機リン	mg/L	0.1 未満	1
6	ヒ素	mg/L	0.01 未満	0.1
7	総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.005
8	アルキル水銀	mg/L	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
9	PCB	mg/L	0.0005 未満	0.003
10	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	5
11	フェノール	mg/L	0.01 未満	5
12	銅	mg/L	0.24	3
13	亜鉛	mg/L	1.5	2
14	溶解性鉄	mg/L	0.02 未満	10
15	溶解性マンガン	mg/L	1.3	10
16	全クロム	mg/L	0.02 未満	2
17	フッ素	mg/L	0.5	15
18	全窒素	mg/L	22	120
19	全リン	mg/L	0.019	16
20	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1
21	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1
22	ジクロロメタン	mg/L	0.01 未満	0.2
23	四塩化炭素	mg/L	0.001 未満	0.02
24	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.04
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	1
26	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.4
27	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	3
28	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.06
29	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001 未満	0.02
30	ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.1
31	チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06
32	シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03
33	チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2
34	セレン	mg/L	0.01 未満	0.1
35	ほう素	mg/L	0.67	50
36	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	17	200
37	大腸菌数	CFU/mL	10 未満	800
38	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5
39	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000060	10

注1) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量下限値を下回ることをいう。

注2) 基準値(ダイオキシン類を除く)は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による。

注3) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

#### (4) 放流水検査（毎月調査）



注) 定量下限値未満の値については、0として扱いグラフを作成した。